

仁淀川町結婚支援事業

「縁結びの家 によどがわ」運用規約

(名称)

第1条 本会は、縁結びの家 によどがわ（以下「縁結びの家」という。）という。

(目的)

第2条 仁淀川町が抱える過疎高齢化・少子化に歯止めをかけるため、高知県の婚活制度の利用促進を図り、仁淀川町特有である点在している集落間の繋がりを強化し、出会いの場や機会を提供していくことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は次のとおりとする。

- (1) 高知県婚活サポーター登録者（以下「サポーター」という。）
- (2) 高知県婚活サブサポーター登録者（以下「サブサポーター」という。）
- (3) 仁淀川町婚活応援団員登録者（以下「応援団員」という。）

(婚活応援団員)

第4条 縁結びの家では、応援団員を募集し会員登録ができるものとする。

(会員の役割)

第5条 サポーター及びサブサポーターは、高知県婚活サポーター活動マニュアル等に従って活動し、応援団員は出会いや結婚を希望する者をサポーターに繋げるものとする。

(縁結びの家の事業)

第6条 縁結びの家は次の事業を行う。

- (1) 出会いや結婚の相談窓口
- (2) 会員同士の交流会・親睦会・情報交換会の開催
- (3) 高知県主催のイベント情報の提供
- (4) センター主催の交流イベントの開催
- (5) 高知県マッチングサイトの利用支援
- (6) 高知県の会員を増やすための取り組み
- (7) 応援団員の募集
- (8) 助成金の支払いなど事務局的功能
- (9) 会員の登録・変更・名簿管理など

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の「入会申込書」（様式第1号）及び「個人情報保護に関する誓約書」（様式第2号）を提出し、縁結びの家の承認を受けなければならない。

2 サポーター及びサブサポーターは、高知県少子対策課発行の名刺もしくは名刺の写し、および本人確認書類の写しを提出しなければならない。

3 応援団員は20歳以上の者とし、本人確認書類の写しを提出しなければならない。

4 縁結びの家は、第1項の承認を受けた会員に対し、「会員証」（様式第3号）を発行する。その際、会員となった者は「会員証受領書」（様式第4号）を縁結びの家に提出しなければならない。

5 登録内容に変更が生じたときは、「会員登録変更届」（様式第5号）を提出しなければならない。

（退会）

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を縁結びの家に届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して「退会届」（様式第6号）を縁結びの家に提出し、会員証も返還するものとする。

（登録の抹消）

第9条 縁結びの家は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができるものとする。

（1）会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき

（2）故意、重大な過失、または不正な行為により縁結びの家に損害を与えたとき

2 縁結びの家は、前項各号の規定により会員登録を抹消したときは、速やかに「登録抹消通知書」（様式第7号）により通知するものとする。

3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに縁結びの家に会員証を返還しなければならない。

（事務局長）

第10条 縁結びの家に代表者（以下「事務局長」という。）を置く。

2 事務局長は、縁結びの家を代表し、業務を総括する。

（アドバイザー）

第11条 縁結びの家にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

（1）出会いや結婚の相談窓口

（2）会員同士の交流会・親睦会・情報交換会の開催

（3）高知県主催のイベント情報の提供

（4）センター主催の交流イベントの開催

（5）高知県マッチングサイトの利用支援

（6）高知県の会員を増やすための取り組み

（7）応援団員の募集

（8）助成金の支払いなど事務局的功能

（9）会員の登録・変更・名簿管理など

3 アドバイザーは、業務の一部を委託することができる。

（業務時間）

第12条 縁結びの家の業務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、可能な範囲で、相談者の希望する時間帯にて対応するものとする。

(休業日)

第13条 縁結びの家の休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) その他縁結びの家が特別に認めた日

(費用の負担)

第14条 会員が行う活動に要する費用は、全て自己負担（ボランティア）とする。

(助成金)

第15条 縁結びの家では、会員が円滑に活動を進めることができるよう次の支援を行うものとする。

(1) サポーターに対する支援

1年間（4月1日から翌年3月31日）に1回以上の引き合わせを行った場合は、10,000円を支給する。

(2) サブサポーターに対する支援

相談者をサポーターに繋げ且つ、1年間（4月1日から翌年3月31日）に1回以上の引き合わせに至った場合は、2,000円を支給する。

2 助成金を受けるには、次の要件のどちらかを満たしていなければならない。

- (1) 相談者の住民票が仁淀川町であること
- (2) 相談者の勤務地が仁淀川町であること

3 第1項第1号の助成を受けるサポーターは、所定の「助成金交付請求書」（様式第8号）を縁結びの家に提出しなければならない。

4 第1項第2号の助成金の支払いは、サポーターが提出した「助成金交付請求書」に基づき、縁結びの家が確認し、サブサポーターに支払うものとする。

(保険)

第16条 サポーターは、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用は、縁結びの家が負担するものとする。

(見舞金)

第17条 縁結びの家は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支払うものとする。また、見舞金を受け取ろうとするものは「見舞金交付請求書」（様式第9号）及び、支払いを証明できる書類（病院の領収書や修理にかかった費用の明細など）の写しを縁結びの家に提出しなければならない。

- (1) 引き合わせの移動中の事故（自宅と引き合わせ場所の往復経路に限る）
- (2) 引き合わせ活動に起因した熱中症や感染症
- (3) その他縁結びの家が認める、引き合わせ中に負ったけがなど

2 見舞金を受け取る場合は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 自動車損害賠償責任保険、自動車保険及びバイク保険に加入している

(2) LINE アプリのメッセージなどにより、事前に活動日時及び引き合わせ場所を
縁結びの家に連絡していること

3 見舞金は、一律5,000円とする

(秘密の保持)

第18条 会員は、活動に際して得た個人情報は、本人の許可なく第三者に漏らしてはならない。

2 活動終了時または退会する場合は、保有した個人情報は、本人に返却するか相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

(免責事項)

第19条 サポーターの役割は、引き合わせまでとしており、引き合わせ後のトラブルについては一切の責任を負わない。縁結びの家も同様とする。

附則

本会運用規約は令和3年8月20日から施行する。